

※平成26年11月6日現在

- ・主な修正内容…「基本目標」と「事業計画」の内容で重複するものがあつたため整理した。
- ・単なる文字修正・文章整備はしるし等なし
- ・網掛け…修正または、「基本目標」から「事業計画」へ組み替えた箇所

山陽小野田市 子ども・子育て支援事業計画

素案

平成27年3月

山陽小野田市

目 次

第Ⅰ部 序論	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 法的根拠	3
2. 計画の概要	4
(1) 計画の期間	4
(2) 計画の対象	4
(3) 策定体制	4
3. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況	8
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	10
(4) ニーズ調査結果の概要	15
4. 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括	26
5. 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題	28
(1) 教育・保育施設の充実	28
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	28
(3) 安心して子育てに取り組める環境づくり	29
(4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	29
(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	30
(6) 安全・安心な子育て環境の充実	30
(7) 青少年の健全育成の充実	30
第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方	31
1. 基本理念	32
2. 基本目標と主要施策の方向	34
第Ⅲ部 事業計画	
1. 教育・保育提供区域の設定	
(1) 教育・保育提供区域の定義	
(2) 提供区域の比較検討	
2. 教育・保育の提供体制の確保	
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	

- (3) 教育・保育の質の向上.....
- (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....
- 4. 子育て家庭を支援する体制づくり
- (1) 子育てを支える地域社会の形成.....
- (2) 相談体制、情報提供の充実.....
- (3) 学校における教育環境の整備.....
- (4) 家庭の教育力の向上.....
- 5. 妊産婦、乳幼児に関する保健環境づくり
- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健指導.....
- (2) 育てにくさを感じる親によりそう支援.....
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策.....
- 6. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実
- (1) 相談体制づくりや関係機関との連携強化.....
- (2) 発生予防、早期発見、早期対策等.....
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進.....
- (4) 障がい児施策の充実.....
- 7. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....
- (2) 事業主の取組の促進.....
- (3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進.....
- 8. 安全・安心な子育て環境の充実
- (1) 子どもの安全の確保及び環境の整備.....
- (2) 子育てをする生活環境の整備.....
- 9. 青少年の健全育成の充実

第IV部 計画の推進体制

- 1. 家庭・地域・事業者・行政の役割
- (1) 家庭の役割.....
- (2) 地域の役割.....
- (3) 事業者の役割.....
- (4) 行政の役割.....
- 2. 関係機関等との連携.....
- 3. 計画の達成状況の点検・評価.....

第I部

序

論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的な問題点には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支援

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

以上みてきた関連３法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置付けます。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として、これまで取り組んできた「山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画（さんようおのだ子育て元気プラン 2010）」を引き継ぐ計画として位置付けます。

本計画の策定にあたっては、本市において策定している山陽小野田市総合計画や関連する各分野の計画と連携・整合を図り、策定しています。今後策定される計画についても可能な限り連携・整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるよう配慮します。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等）が計画的に盛り込まれているか。 |
|--|

3. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①総人口・世帯数の推移

- 本市の14歳以下の年少人口は平成2年からの20年間で約5ポイント減少しており、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年までの10年間でも減少が続き、とくに、0～9歳の就学前から小学校低学年までは相対的に減少率が大きくなると予測されています。
- このような年少人口の現象は、ひとりひとりへの細かい保育や教育ができるという考えがある一方で、親や子どもと地域等との人間関係の希薄化が懸念されることから、今以上に手厚い保育・教育サービスや居場所づくりが求められています。

■年齢3区分人口の推移■

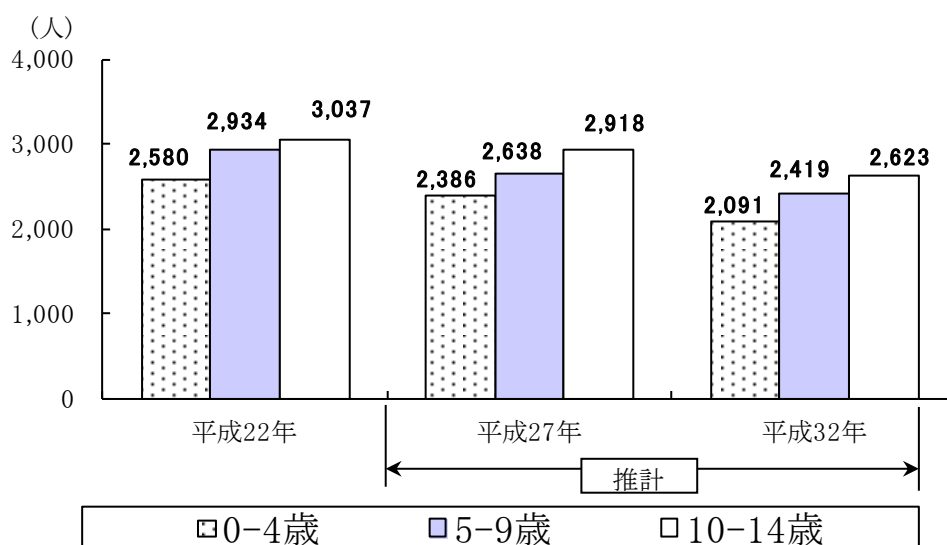
(単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	69,481	68,745	67,429	66,261	64,550	64,616
年少人口(0～14歳)	13,007	11,213	9,799	9,057	8,551	8,285
割合	18.7	16.3	14.5	13.7	13.2	12.8
生産年齢人口(15～64歳)	45,775	45,090	43,141	41,134	38,330	36,802
割合	65.9	65.6	64	62.1	59.4	57.0
老年人口(65歳以上)	10,678	12,439	14,477	16,051	17,583	19,529
割合	15.4	18.1	21.5	24.2	27.3	30.2

※年齢不詳を含むため、合計は必ずしも一致しない。

資料:国勢調査、平成26年は住民基本台帳

■子どもの人口■

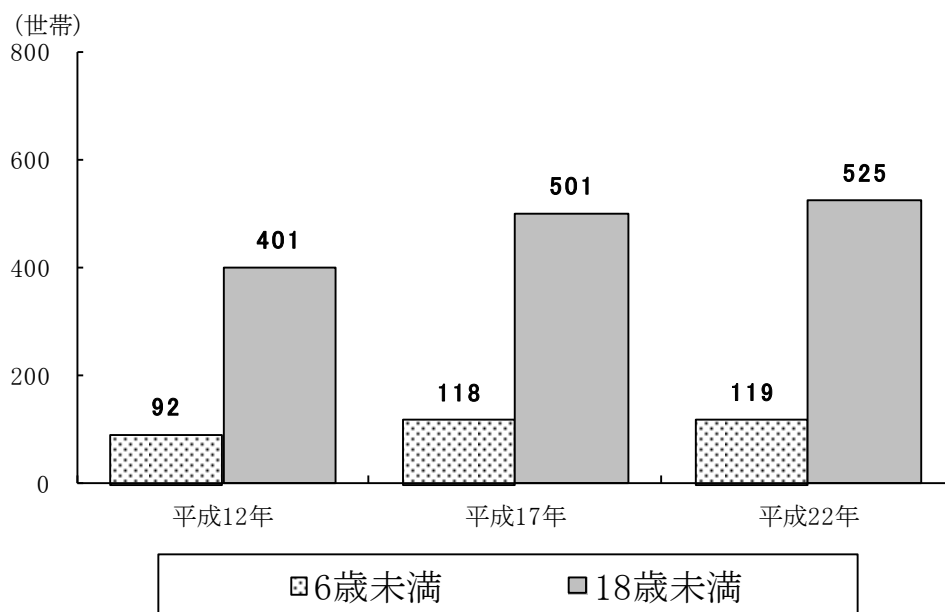


資料:国勢調査

②ひとり親世帯の推移

- 18歳未満の子どものいるひとり親世帯は増加しており、今後の動向に注視しつつ、保育サービスを提供していくとともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

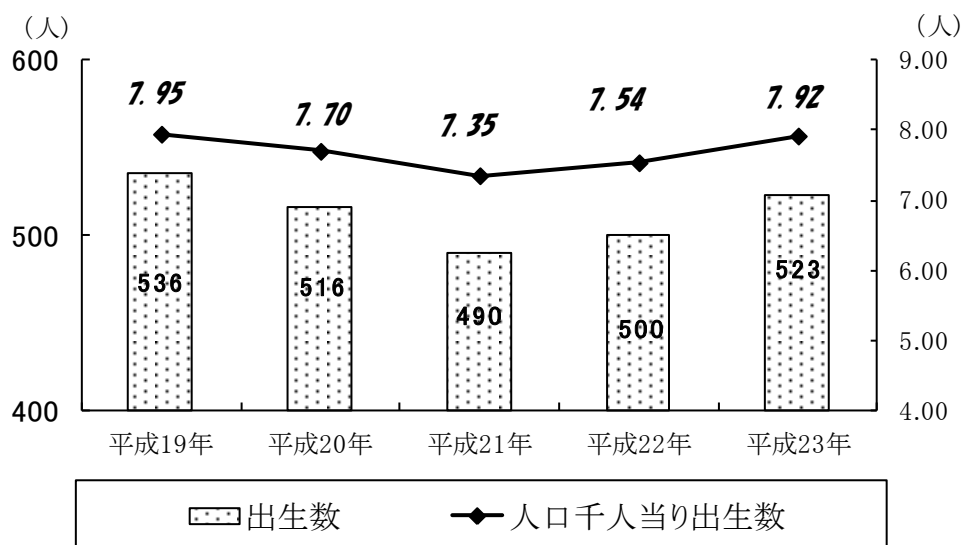


資料: 国勢調査

③出生の動向

- 本市の出生数は、おおむね 500 人前後で推移しています。

■出生数の推移■

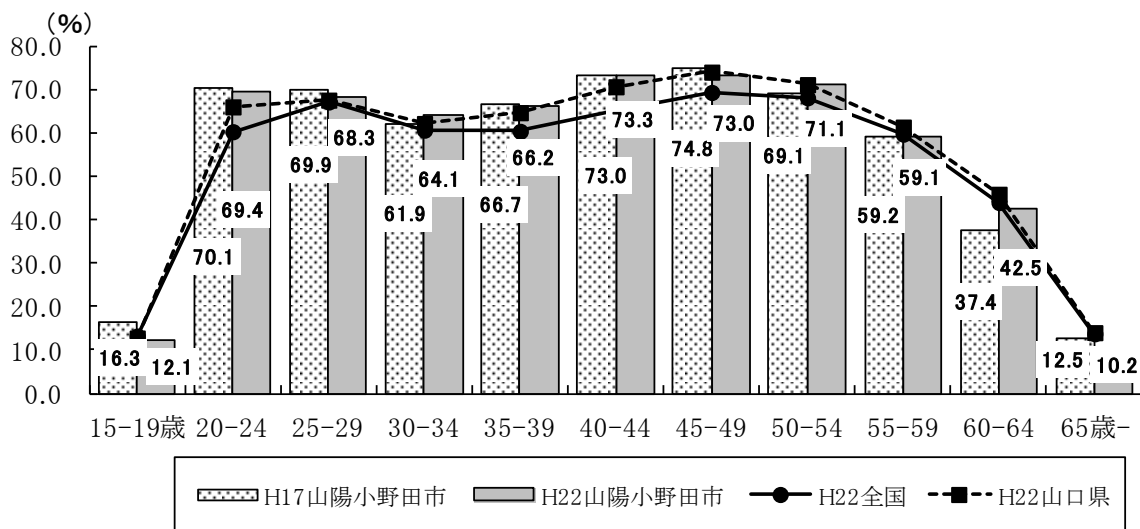


資料: 人口動態総覧

④女性の就労の状況

- おおむね本市の20代からと40代前半までの女性の就業率は、国、県を上回っており、特に、30代前半はこの5年間で増加しており、「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっています。

■女性の就業率の変化■



資料: 国勢調査

⑤児童福祉施設の数

- 平成23年5月1日現在、本市の「乳児院」「児童養護施設」「助産施設」「保育所」「児童館」「児童遊園」等の児童福祉施設数は年少人口千人当たり3.54か所と県内市部では上位3位、にあります。今後も潜在的な保育ニーズや質的なサービス等への継続的な対応は必要です。

■年少人口千人当り児童福祉施設数の比較(県内市部順位)■

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位
山陽小野田市	3.45	4	3.50	4	3.51	3	3.54	3
下関市	2.40	8	2.39	8	2.43	8	2.44	7
宇部市	1.73	13	1.50	13	1.55	13	1.58	13
山口市	1.75	12	1.71	12	1.77	12	1.90	11
萩市	4.00	2	4.11	2	4.18	2	4.77	2
防府市	2.35	9	2.36	9	2.35	9	2.30	9
下松市	2.11	10	1.95	11	1.78	11	1.77	12
岩国市	2.51	6	2.49	7	2.53	6	2.46	6
光市	2.47	7	2.51	6	2.50	7	2.44	8
長門市	3.57	3	3.66	3	3.20	5	3.10	5
柳井市	3.16	5	3.24	5	3.23	4	3.26	4
美祿市	7.27	1	7.59	1	7.67	1	8.25	1
周南市	2.04	11	2.06	10	2.07	10	2.09	10

資料: 50の指標で見る市町のすがた(山口県平成24年度版)

(2) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

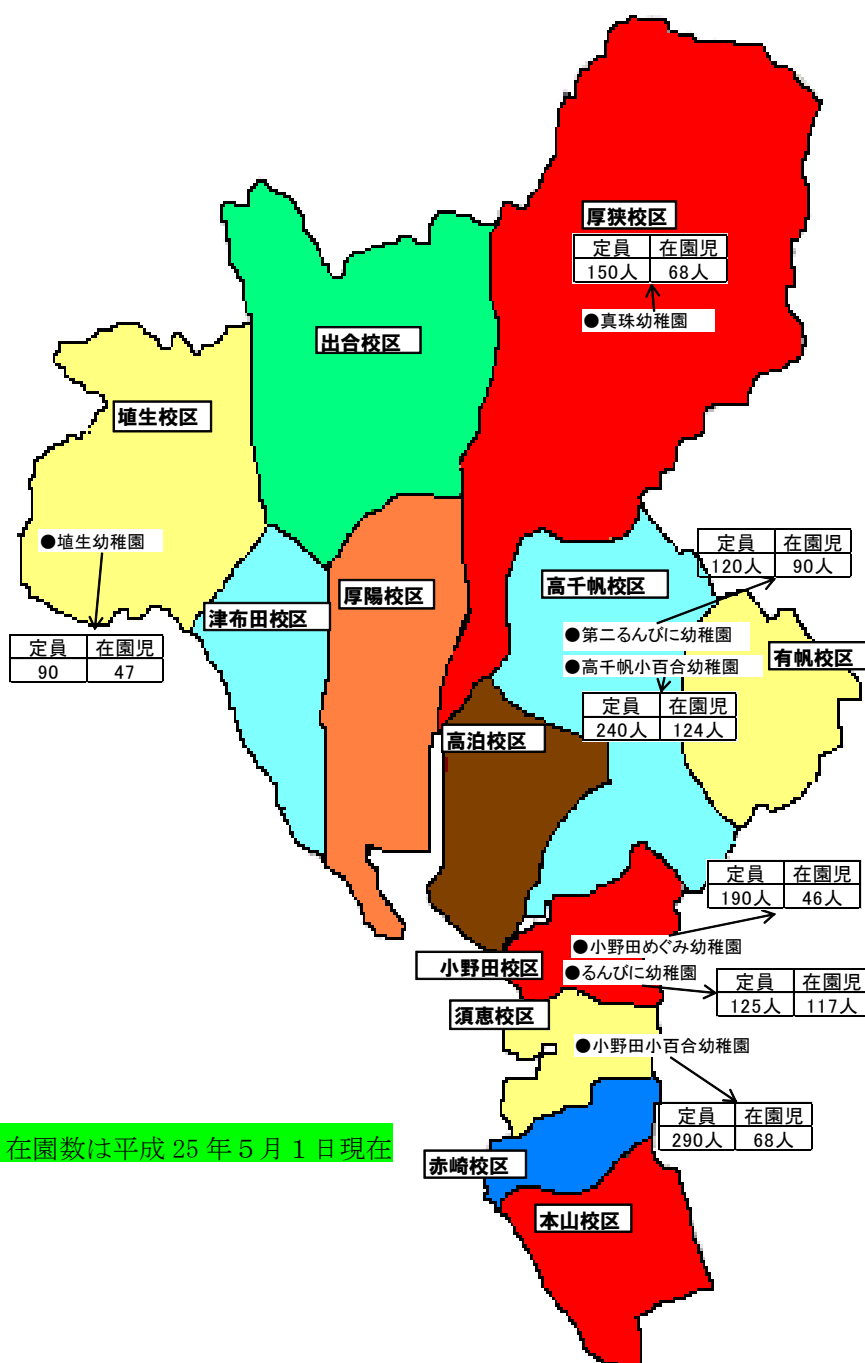
幼稚園に在籍している子どもは、定員を下回る人数で推移しています。

■ 幼稚園(管内)の定員及び在園児数の推移 ■

(単位:人)

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1205	665	1205	641	1205	664	1205	653	1205	641

■ 幼稚園(管内)の位置図 ■



(注) 定員・在園数は平成 25 年 5 月 1 日現在

② 保育所

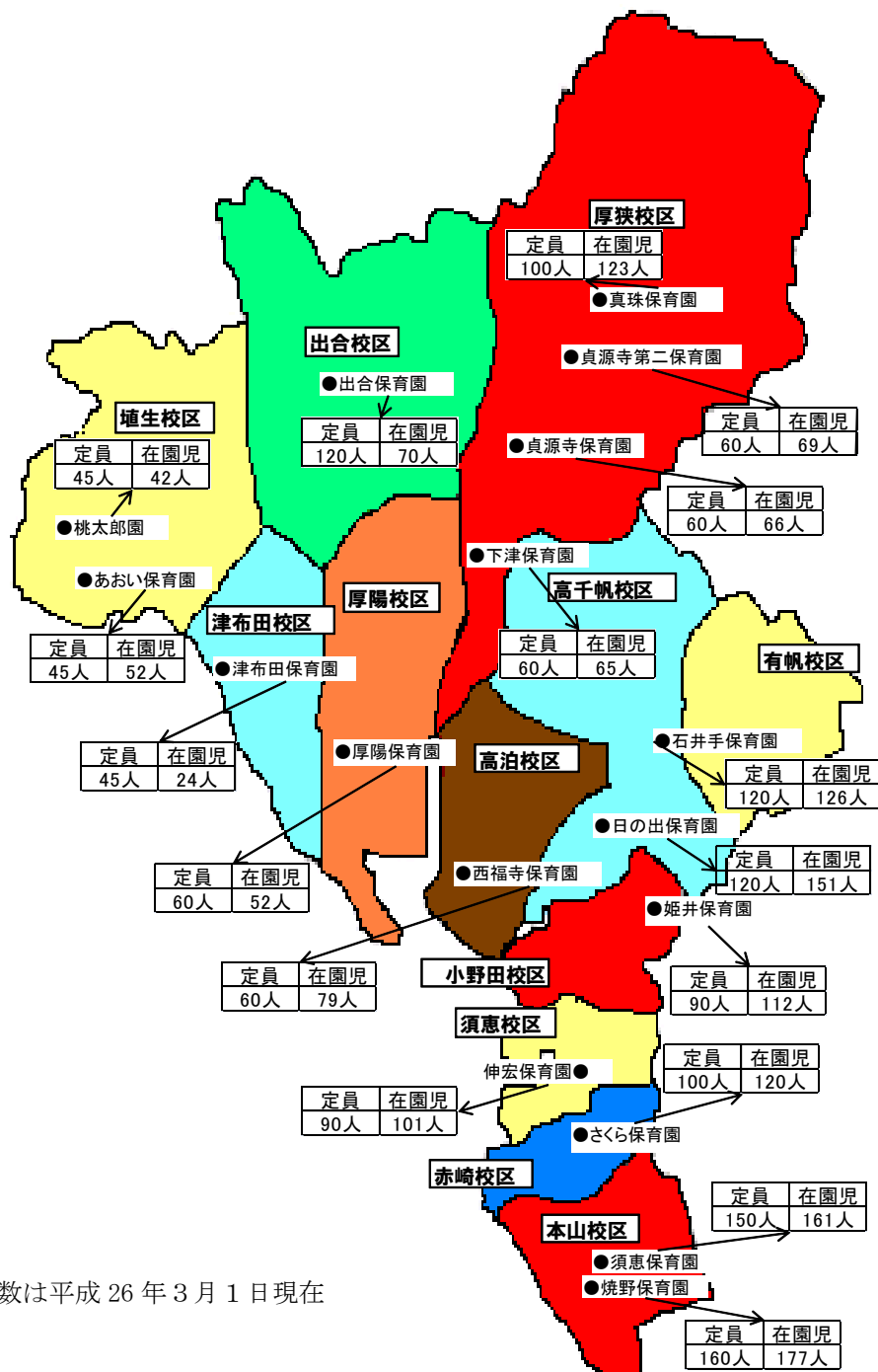
保育所に在籍している子どもは、全体数で見ると、定員を若干下回る人数で推移しています。

■ 保育園(管内)の定員及び在園児数の推移(各年3月1日現在) ■

(単位:人)

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,445	1,404	1,455	1,379	1,455	1,350	1,465	1,451	1,485	1,460

■ 保育園(管内)の位置図 ■



(注) 定員・在園数は平成 26 年 3 月 1 日現在

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1. 利用者支援事業【新規】 2. 地域子育て支援拠点事業 3. 妊婦健康診査 4. 乳児家庭全戸訪問事業 5. 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 6. 子育て短期支援事業 7. ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） 8. 一時預かり事業 9. 延長保育事業 10. 病児・病後児保育事業 11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

事業名	2. 地域子育て支援拠点事業
事業内容	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。
取組状況 【平成25年度】	●施設数：5か所（平成25年 4月1日現在） ●延べ利用人数：児童12,585人、保護者10,300人

■ 子育て支援センター事業利用者数(平成25年度) ■

	延利用者数(人)			実利用者数(人)			出張支援		年間相談	講習会 実施回数	子育て情報 誌 発行回数
	児童	保護者	合計	児童	保護者	合計	実施回数	参加者数			
焼野	2,397	2,038	4,435	143	100	243	17	322	36	8	12
須恵	2,910	2,134	5,044	233	183	416	25	365	78	16	12
さくら	2,255	1,987	4,242	282	235	517	15	174	120	46	12
姫井	2,938	2,449	5,387	212	176	388	23	440	46	69	7
貞源寺第二	2,085	1,692	3,777	157	127	284	19	187	130	17	12
計	12,585	10,300	22,885	1,027	821	1,848	99	1,488	410	156	55

事業名	3. 妊婦健康診査				
事業内容	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行う。 【国が示している妊婦健康診査の実施基準】 ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回 ◆妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回 ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回 上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度				
取組状況	山陽小野田市では、母子健康手帳と共に14回分の「受診補助券」を交付し、医療機関で健診を行う。				
受診者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	6,158	6,423	6,008	5,749	5,961

事業名	4. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)				
事業内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、市の委託する助産師及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行う。				
取組状況	●延べ被訪問戸数：平成25年度 432戸				
訪問戸数(戸数)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	363	427	425	456	432

事業名	5. 養育支援訪問事業				
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための専門的な相談支援等を行う。				
取組状況	●訪問回数：平成25年度 6回				
訪問回数(回数)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	15	17	10	11	6

事業名	6. 子育て短期支援事業				
事業内容	【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。				
取組状況	●【ショートステイ】平成25年度 延べ利用児童数：35人 （1日利用料）2歳以上児 2,750円、2歳未満児 5,350円 等 ※減免制度あり				
利用児童数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	27	39	29	23	35

事業名	7. ファミリーサポートセンター事業				
事業内容	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。				
取組状況	●会員数：平成25年度 268人 【利用料】 ●昼間（7：00～19：00） 1時間あたり 600円 ●早朝（～7：00）・夜間（19：00～） 1時間あたり 700円 ●土・日・祝日 1時間あたり 700円 ●病児保育 1時間あたり 700円				
会員数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	199	231	267	307	268

事業名	8. 一時預かり事業				
事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。				
取組状況	●実施施設数：平成25年度 9か所（公立2か所、私立7か所） ●延べ利用児童数：4,533人 【利用料】 ●4時間以内 900円、4時間超 1,800円 【利用対象者】 ●育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童				
実施施設数(箇所)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	9	9	9	9	9
利用児童数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	3,871	2,939	5,169	4,337	4,533

事業名	9. 延長保育事業				
事業内容	保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。				
取組状況	<p>●実施施設数：平成25年度 11か所 1時間延長 6か所、0.75時間延長 3か所、0.5時間延長 2か所</p> <p>【利用料】</p> <p>●各保育所において設定。育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童（保護者の利用理由は問わない。）</p>				
実施施設数(箇所) 利用児度数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	11	11	11	11	11
	625	585	644	636	632

事業名	10. 病児・病後児保育事業				
事業内容	発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な時間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行う。				
取組状況	<p>●実施施設数：平成25年度 2か所</p> <p>【利用料】</p> <p>●1人につき1日2,000円</p> <p>【利用対象者】</p> <p>●0歳から小学校3年生まで</p>				
延べ利用児童数 (人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	393	663	659	633	629

事業名	11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）				
事業内容	<p>保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）</p> <p>※平成 24 年の法改正により、対象範囲がおおむね 10 歳未満から小学校就学児童までへ拡大</p>				
取組状況	<p>●実施施設数：平成 25 年度 12 か所</p> <p>【利用料】</p> <p>●保育料：児童一人当たり 月額 3,000 円 （生活保護世帯、前年度市町村民税非課税世帯は無料）</p> <p>※同時入所の場合、2 人目以降 1,500 円</p> <p>●おやつ代：月額 1,500 円</p> <p>●傷害保険料：年額 800 円</p> <p>【利用対象者】</p> <p>●下校後または長期休業中に家庭で世話をする人がいない小学校 1 年生から 3 年生までの児童</p>				
定員(人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
申込者数(人)	486	486	486	496	496
平均利用人数(人)	625	582	588	553	607
平均利用人数(人)	333.2	318.4	302.2	311.0	330.6

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において制定された「子ども・子育て関連3法」により、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成27年度を初年度とする『山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	山陽小野田市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者から無作為抽出	山陽小野田市に居住する小学生の保護者から無作為抽出
2. 調査方法	郵送による配付・回収	郵送による配付・回収
3. 調査期間	平成25年11月～12月	平成25年11月～12月
4. 回収状況	配付数 1,000人 回収数 575人 回収率 57.5%	配付数 1,000人 回収数 542人 回収率 54.2%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

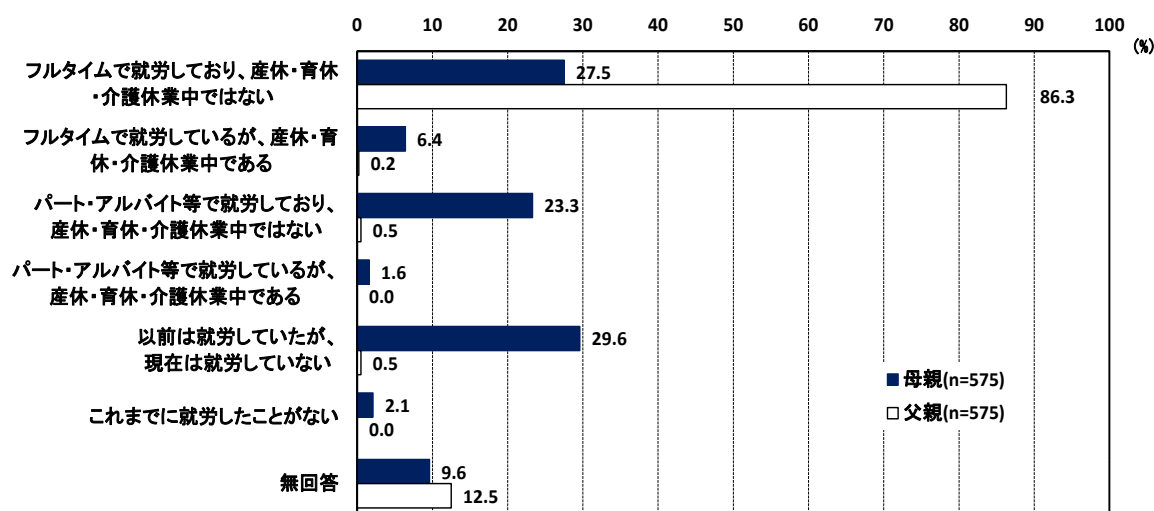
算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

②就学前児童

■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 29.6%でもっとも多く、ついで「フルタイム等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.5%、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.3%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 86.3%と大半を占めています。



母親の1週間当たり就労日数は、フルタイム、パート・アルバイト勤務ともに「5日」が最も高く、1日当たり就労時間はフルタイムで「8～9時間未満」、パート・アルバイト勤務では「4～5時間未満」が最も多くなっています。

土曜日・日曜日・祝日の勤務については、フルタイム勤務の母親は土曜日が 51.9%、祝日が 27.2%、日曜日が 22.8%で、パート・アルバイト勤務の母親は土曜日が 44.8%、祝日が 24.6%、日曜日が 16.4%となっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、フルタイムの母親の出勤時刻は「8時台」43.7%、帰宅時刻は「18時台」の41.8%が最も多くなっています。パート・アルバイトの母親の出勤時刻は「8時台」、帰宅時刻は「17時台」が最も多くなっています。

■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 63.6%でもっとも多く、全体の6割を超えています。ついで、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 19.6%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 6.3%となっています。

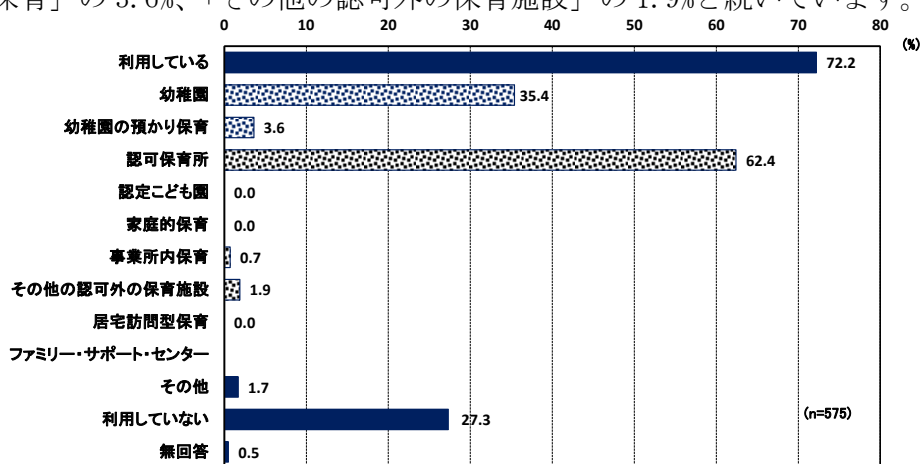
全体のフルタイムへの転換希望の割合は 25.9%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか6.3%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.6%、「1年より先、一番下の子どもが(4.4歳)になったところに就労したい」が54.9%と、全体の就労意向は72.5%で、就労意欲は高くなっています。

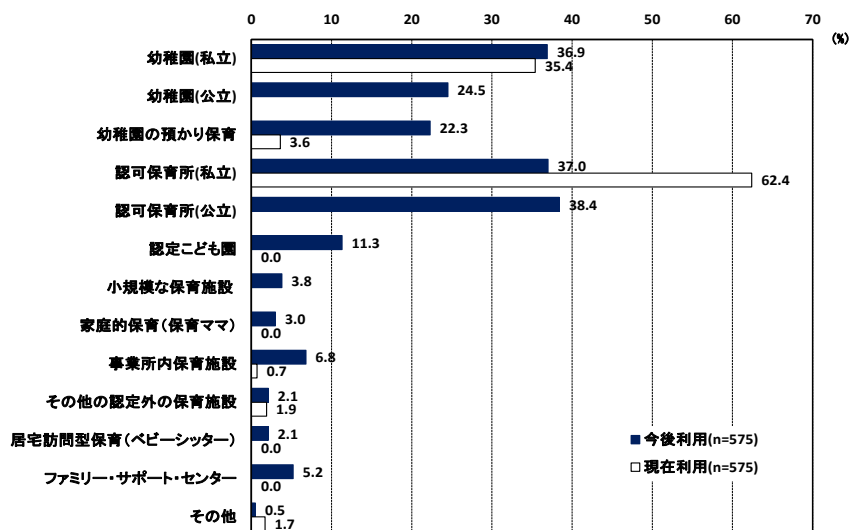
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを利用している人は、72.2%であり、このうち、「認可保育所」が62.4%、ついで「幼稚園」が35.4%でこの2項目で9割以上を占めています。以下「幼稚園の預かり保育」の3.6%、「その他の認可外の保育施設」の1.9%と続いています。



■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

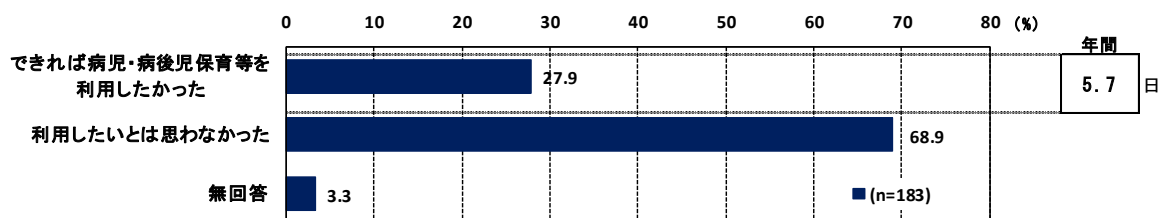
今後利用したい平日の教育・保育事業をみると、「認可保育所(公立)」が38.4%、ついで「認可保育所(私立)」が37.0%、「幼稚園(私立)」が36.9%となっており、この3項目で大半を占めています。以下「幼稚園(公立)」(24.5%)、「幼稚園の預かり保育」(22.3%)、「認定こども園」(11.3%)と続いています。公立・私立を合せた認可保育所が75.4%、同幼稚園が61.4%の利用希望率となっています。利用したい場所については、大半が山陽小野田市内を希望しています。



(注)幼稚園・認可保育所の「現在利用」は私立・公立の区分を設けていないので、今後の「私立」の方に掲載している。

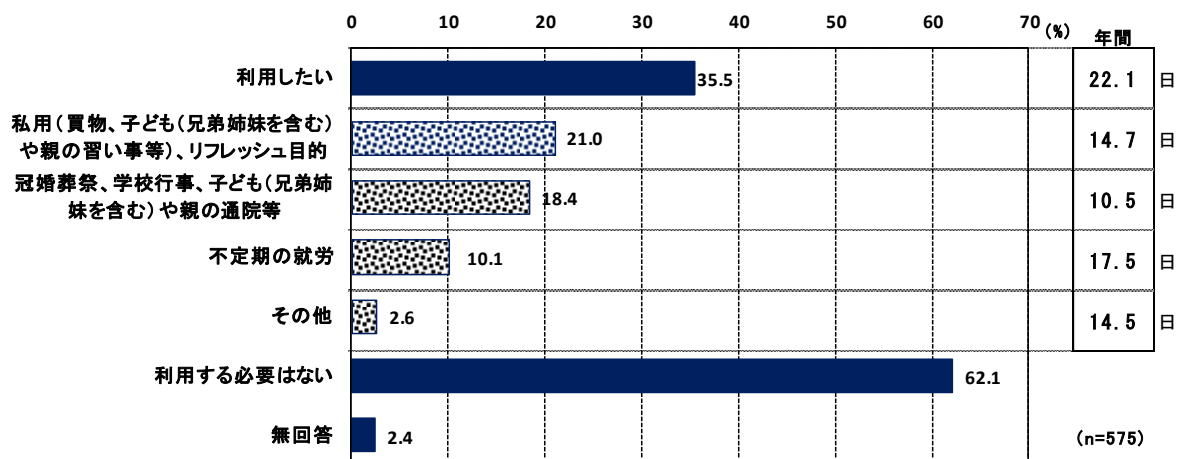
■病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは27.9%で、希望平均日数は年間5.7日となりました。



■一時預かりの利用意向

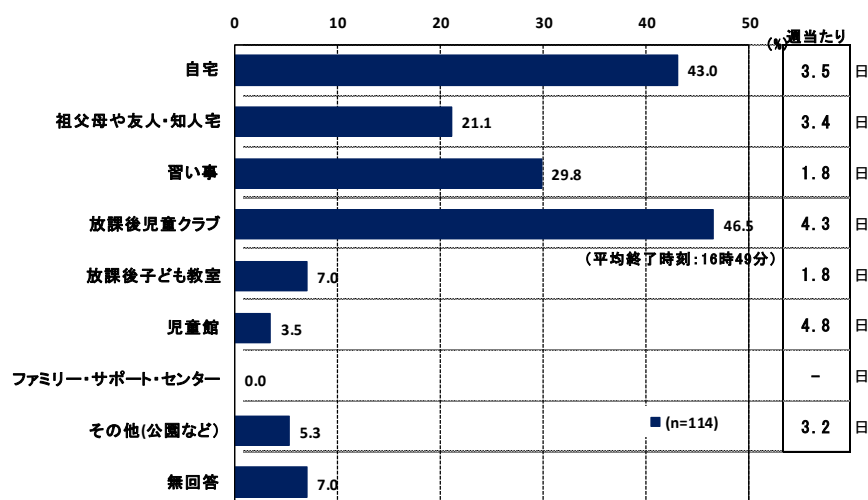
今後の利用意向についてみると、「利用したい」と答えた人は35.5%で、利用希望日数は年間平均22.1日となりました。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が21.0%で最も多く、年間14.7日となっています。ついで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が18.4%で平均日数10.5日となっています。



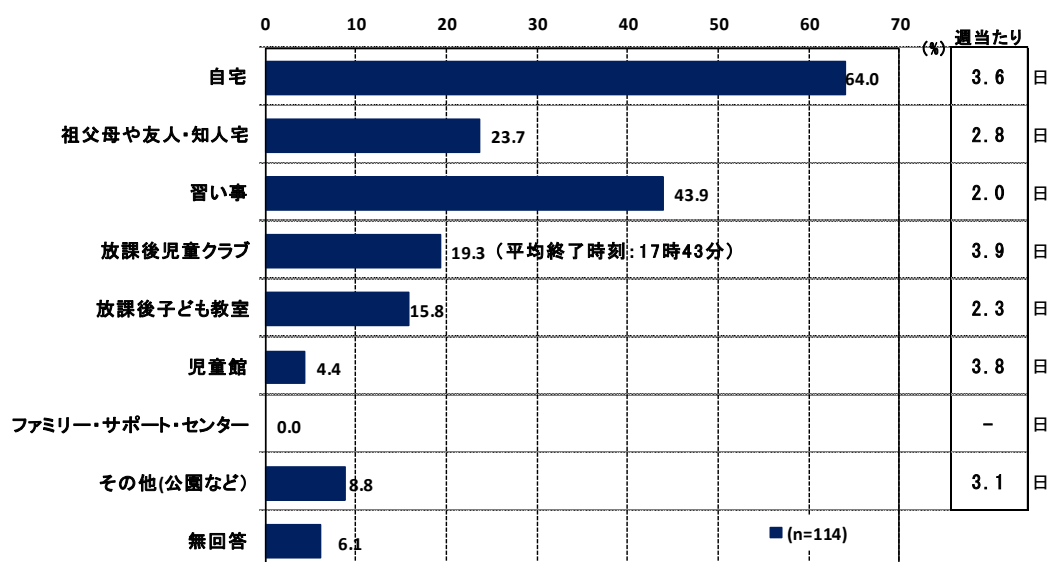
■放課後の利用場所意向

「低学年」の時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が46.5%で最も多く、週当たり4.3日となっています。ついで「自宅」が43.0%で、週当たり3.5日となっています。以下「習い事」が29.8%、週当たり1.8日と続いています。「高学年」時に、放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が64.0%で最も多く、週当たり3.6日となっています。続いて「習い事」(43.9%)が週当たり2.0日、「放課後児童クラブ」(19.3%)が週当たり3.9日となっています。

【低学年】

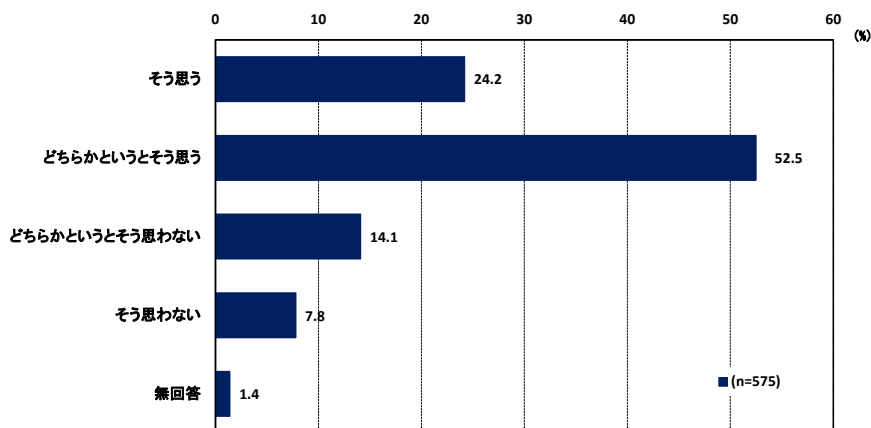


【高学年】



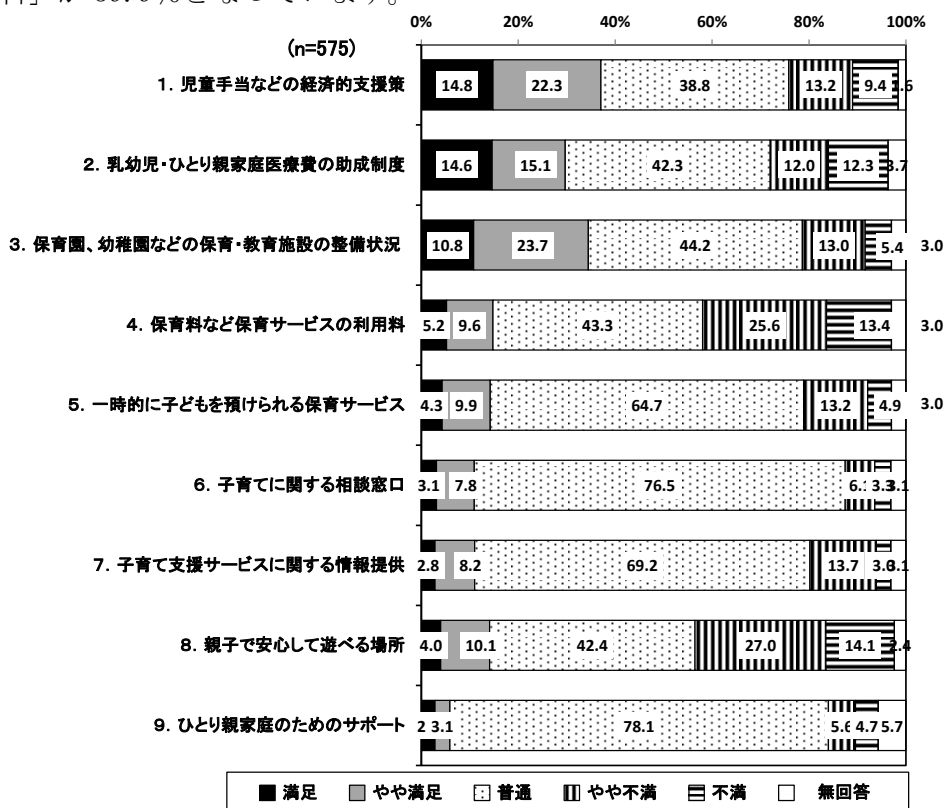
■子育て支援に対する評価

「山陽小野田市は子育てしやすいまちだと思いますか」という質問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」を含めて 76.7%と、7割以上の人が「子育てしやすいまち」だと思っています。



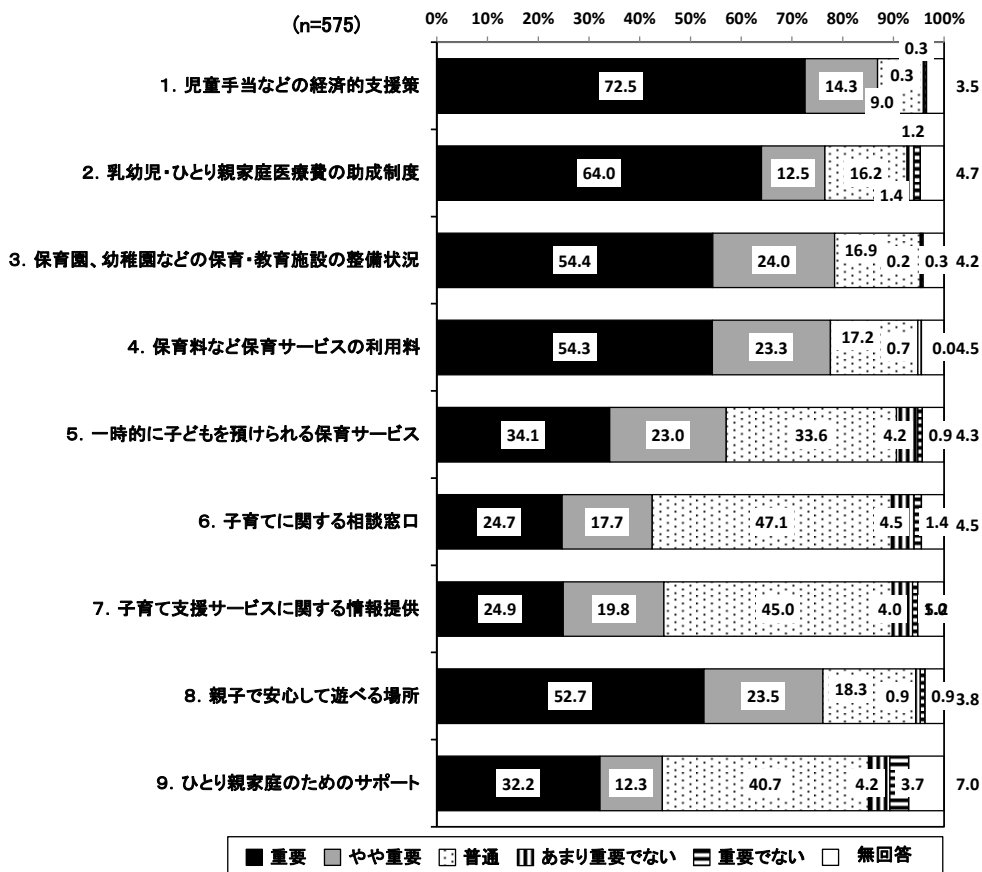
■子育て支援策の満足度

子育て支援策に対する「満足度」についてみると、「満足」「やや満足」を含めて「児童手当など経済的支援策」が 37.1%で最も高く、ついで「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」が 34.5%となっています。一方、23.3%の人が「子育てしやすいまちとは思わない」と回答されていますが、その方々の主な意見として、「やや不満」「不満」を含めた割合が最も高かったのは「親子で安心して遊べる場所」の 41.1%で、ついで「保育料など保育サービスの利用料」が 39.9%となっています。



■子育て支援策の重要度

「重要度」についてみると、「児童手当など経済的支援」が「重要」「やや重要」を含めて86.8%と最も高くなっています。以下「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」（78.4%）、「保育料など保育サービスの利用料」（77.6%）、「乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度」（76.5%）、「親子で安心して遊べる場所」（76.2%）がいずれも7割以上と高めの重要度を示しています。



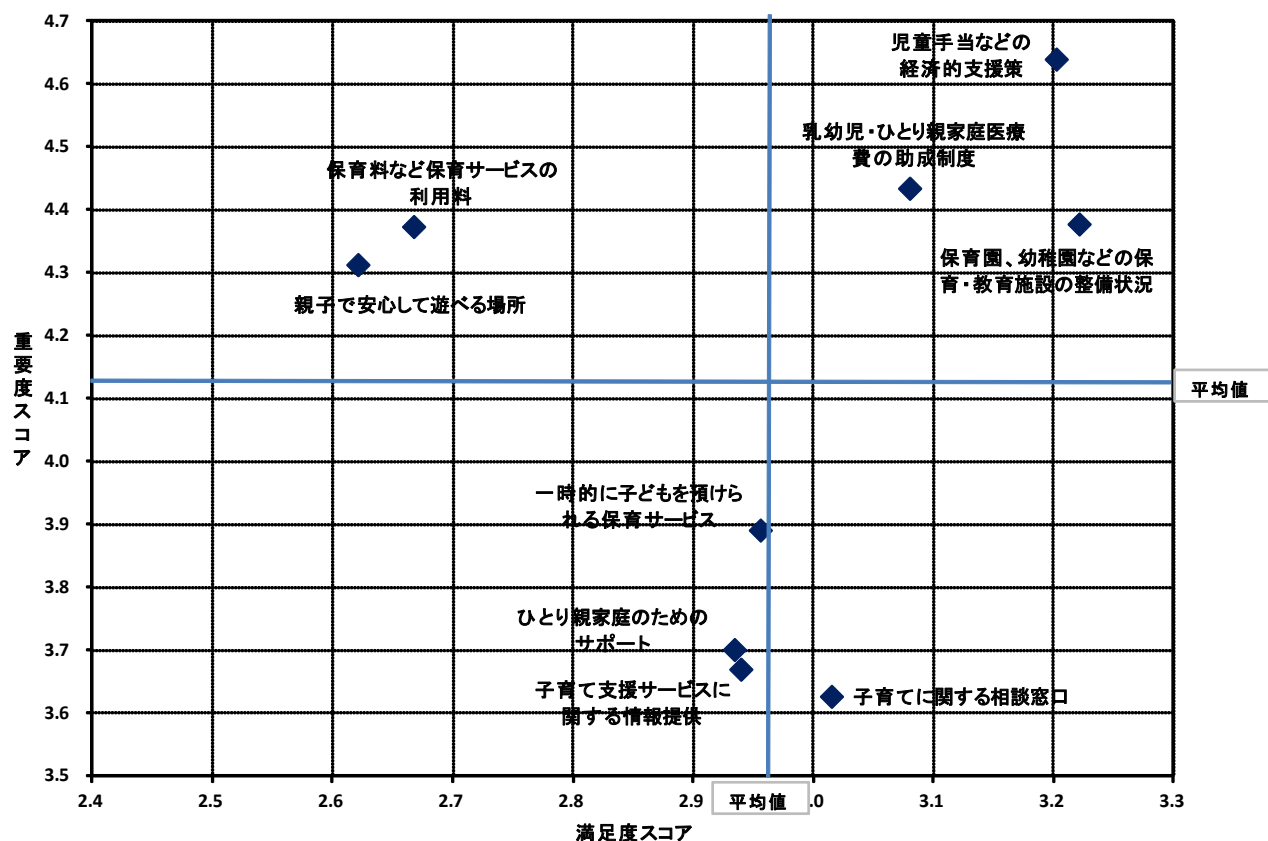
■子育て支援策の全体評価（優先度）

子育て支援策ごとの満足度と重要度を数値化し、優先度を求めています。

満足度が低く、重要度が高い（グラフでは、左上により近く位置するもの）項目ほど支援の優先度は高くなります。

「保育料など保育サービスの利用料」や「親子で安心して遊べる場所」に関する支援策が該当します。

また、満足度、重要度ともに高く、今後とも重点的に取り組む必要がある支援策としては「児童手当などの経済的支援策」「乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度」「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」があげられています。

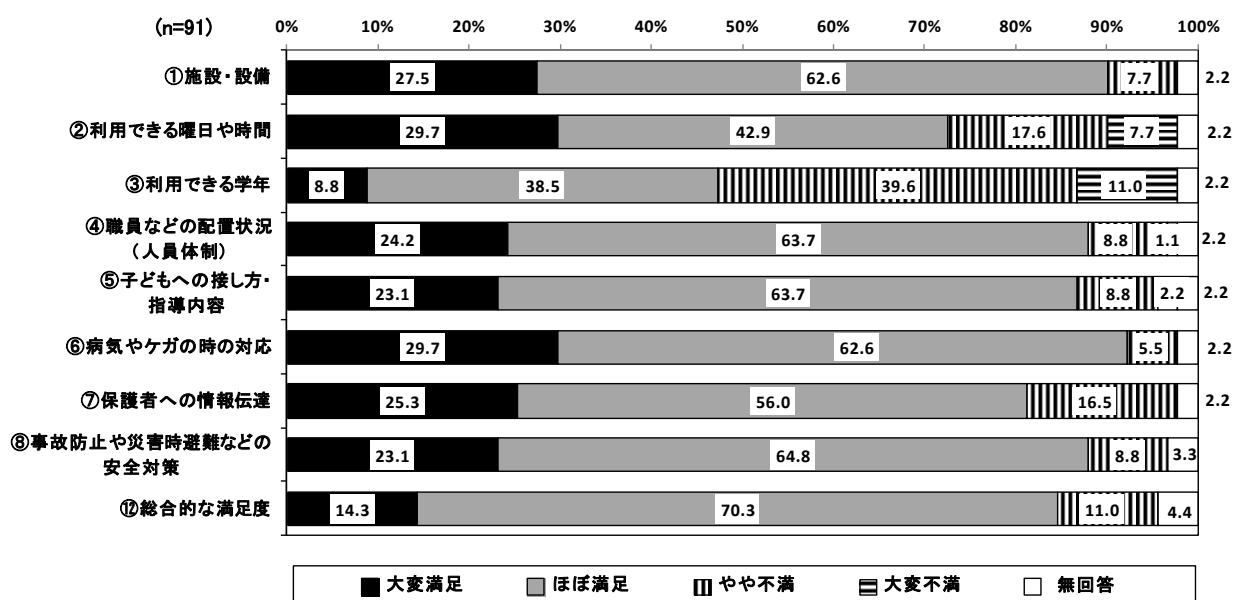


③小学生

■放課後児童クラブの評価

現在通っている放課後児童クラブに対する満足度については、「大変満足」「やや満足」を含めて「⑥病気やケガの時の対応」が92.3%で最も高く、ついで「①施設・設備」が90.1%となりました。一方、「大変満足」「やや満足」を含めた割合が最も低かったのは「③利用できる学年」の47.3%で、「やや不満」「不満」の割合をみても50.6%と半数を超える割合となりました。「利用できる学年」の改善に対するニーズが高いことがうかがえます。

また、「⑫総合的な満足度」としては、「大変満足」「やや満足」を含めた割合は84.6%と、8割を超えた満足度となりました。

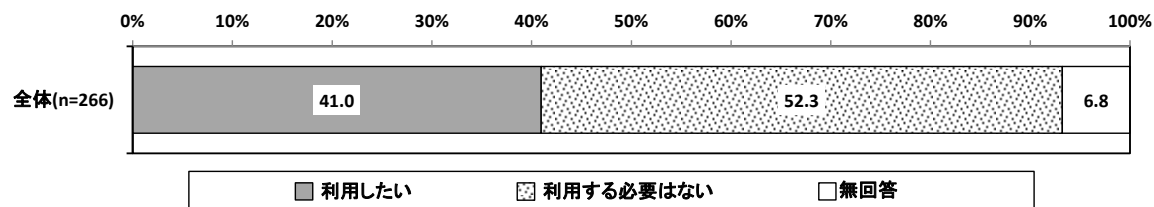


■放課後児童クラブの利用意向

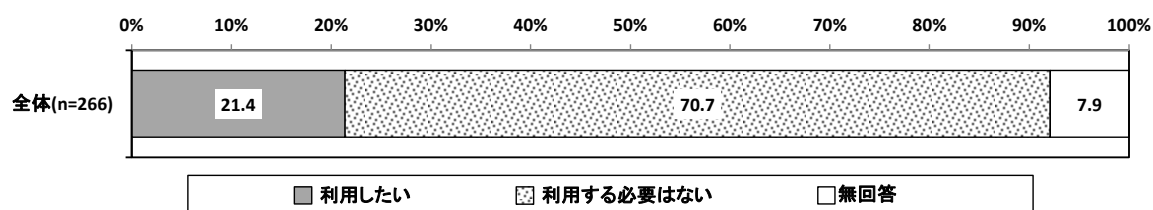
「低学年」の時は、平日の利用希望については、「利用したい」が41.0%、週当たりの利用希望日数は「5日」が最も多くなっています。土曜日については、「利用したい」が21.4%、月当たり利用日数の希望は「4日」が最も多く、日曜日・祝日については「利用したい」が6.4%と低くなっていますが、長期休暇期間中については、「利用したい」が51.1%と5割を超えており、週当たりの利用希望日数は「5日」と平日と同じように利用を希望する状況がうかがえます。「高学年」の時は、平日は「利用したい」が58.0%、土曜日は32.2%、日曜日は9.8%、長期休業期間中は82.5%と、長期休業期間中の利用ニーズが高いことがうかがえます。週当たり希望日数は平日が「5日」、長期休業期間中も「5日」が最も多くなっています。

【低学年】

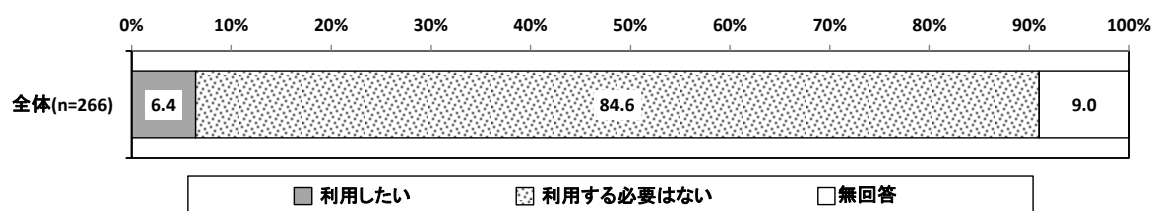
(1) 平日



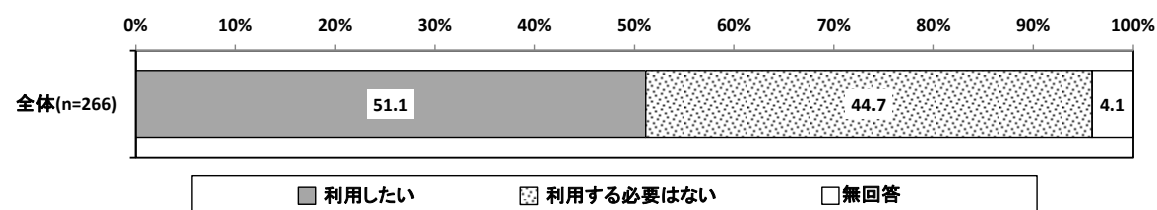
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日

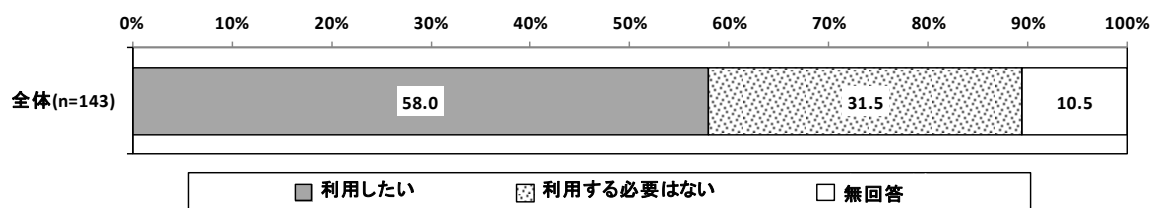


(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

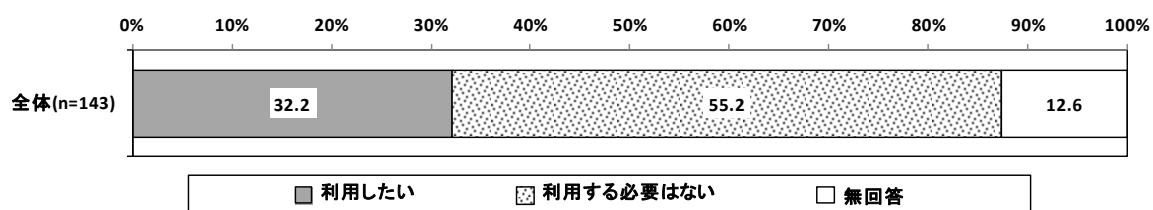


【高学年】

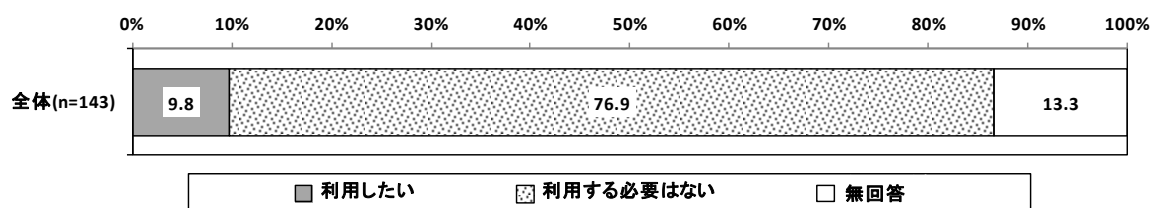
(1) 平日



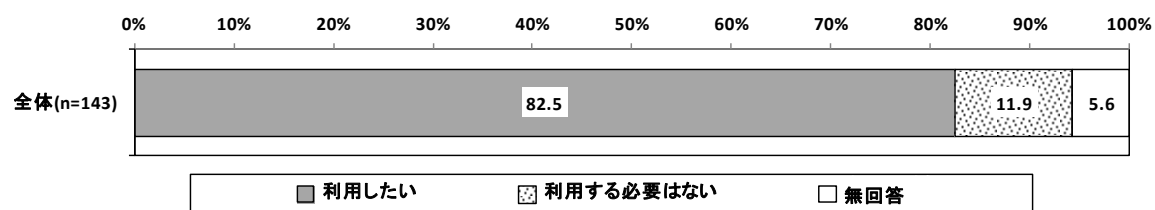
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



4. 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括

平成25年度までの「山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画」の取組状況は、次のとおりです。

重点課題1 放課後児童クラブの充実

- ◆放課後児童クラブの待機児童は、平成21年度53人、平成22年度24人、平成23年度6人、平成24年度14人、平成25年度7人となっている。
- ◆各年度によって入所希望者の増減があり、柔軟な入所決定をしているものの、クラブによっては待機児童が発生している。
- ◆放課後子ども教室は、平成24年度に津布田小学校がスタートし、目標の5か所を達成。
5か所（厚狭小、埴生小、厚陽小、出合小、津布田小）

■平成25年度放課後児童クラブ入所児童数(平成25年4月1日現在)■

クラブ数	定員	申込	決定	内訳				待機児童数
				1年	2年	3年	4～6年	
12	496	607	607	246	201	157	3	7

重点課題2 児童虐待の対応強化

- ◆児童虐待に関する相談件数は、平成25年度で10件となっている。
- ◆日ごろから、地域住民、保育施設、学校、民生児童委員、児童相談所との連絡体制を密にし、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めている。
- ◆平成23年4月に中央児童相談所宇部駐在が設置されたため、迅速かつきめ細かい対応ができるようになった。

■家庭児童相談のうち、児童虐待に関する相談件数の推移■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ相談件数(件)	22	21	13	1	10

重点課題3 ファミリーサポートセンターの充実

- ◆会員の増強に取り組んだ結果、平成24年度に目標300人を達成。平成25年度は若干減っている。
- ◆平成25年度ニーズ調査結果によると、ファミサポを利用有無に関わらず会員登録をしている保護者は少ないため、今後もPR活動を強力に取り組む必要がある。
(「ファミサポに会員登録している(利用有含む)」：就学前調査7.5%、小学生調査5.9%)

■ファミリーサポートセンター会員数の推移■

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員(人)	138	165	195	232	209
提供会員(人)	47	48	52	55	41
両方会員(人)	14	18	20	20	18
合計	199	231	267	307	268

重点課題4 保育ニーズへの対応

- ◆3歳未満入所児童が平成24年度以降、増加傾向にある。
- ◆保育サービスの利用者はここ数年あまり変わらない。

■認可保育所における3歳未満入所児童状況■

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3歳未満入所児童数(人)	613	624	607	661	636

■保育サービス利用状況■

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所一時預かり(人)	3,871	3,939	5,169	4,337	4,533
病児・病後児保育(人)	393	663	659	633	629
ショートステイ事業(人)	25	39	19	22	14

重点課題5 子育てに関する情報提供の充実

- ◆子育て情報サイト「さんようおのだっこ」の開設 平成22年度目標達成
→ 子育て情報専用ホームページ
保育園などが各自で更新する「子育て施設ブログ」やイベント情報を掲載。
年間アクセス数20,000件
- ◆広報さんようおのだに「子育て情報ナビ」を掲載
→ 各種制度のお知らせや保育サービスの紹介などを毎月掲載
- ◆子育て情報誌「笑顔になあれ」の改訂
→ 平成25年度全面リニューアル。作成部数1,500部。

5. 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が約6割、ついで「幼稚園」が約3割5分となっています。今後の利用希望は、「認可保育所」が約7割5分、「幼稚園」が約6割と、ニーズが圧倒的に多くなっています。「幼稚園の預かり保育」や、「幼稚園」と「保育所」の機能を併せ持った「認定こども園」のニーズも「認可保育所」、「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が求められています。
- そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。優秀な人材を確保するためには、教諭や保育の社会的地位を向上させ、若い世代がこの分野を目指しやすい環境を整えることが大切です。また、保育所の定員を見直すだけでなく、既存の幼稚園を利用するなど、既存施設の有効活用を十分に検討することが求められます。
- 併せて、個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のための設備や専門の人材の確保等も課題となっています。
- また昨今問題となっている保育料滞納問題について、保育の需要と滞納世帯の増加という側面に関しては、事業量の供給に対するバランスを図る必要があります。さらには、保育所と幼稚園に子どもを預ける家庭に対して、平等な経済的補助等が求められています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は11箇所の保育所で実施していますが、施設によっては保育時間のさらなる延長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。
- 一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズはともに約3割程度と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- ショートステイ・トワイライト事業については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらには緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応も含め一層の充実が必要です。
- 利用者が限定されるとはいえ、就学前保護者の「地域子育て支援拠点事業」の現在の利用状況は14.3%、「ファミリーサポートセンター事業」は2.3%といずれも低く、引き続き事業のPR活動を行うとともに、「ファミリーサポートセンター」については、信頼できる提供会員を増やし、利用しやすい体制を整えることが求められています。さらに、提供会員の研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、就労する保護者の増加に伴って利用希望者も増加し、地域によっては定員を超えた柔軟な受入を行っています。また、就学前

のニーズ調査では高学年になっても利用を希望する保護者が約2割を占めること、土曜日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いこと等今後の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図るため、多様かつ計画的な受け皿の確保が求められています。そのためには、保育審査基準に基づいた適切な児童の受入れと、入所の要件や優先順位の見直しも必要になります。また、障がい児等の配慮を要する児童に対応するための人材の確保も必要です。

- 保護者が気軽に相談できる体制としては、「保健センターの育児相談・育児講座」のほか、「ヤングテレホンさんようおのだ」、「子育て支援センターの育児相談」、「家庭児童相談」等多岐に渡ります。ただ、ニーズ調査結果をみると、「保健センターの育児相談・育児講座」の利用経験は就学前保護者が約4割、「ヤングテレホンさんようおのだ」の利用経験は小学生保護者が1割弱となっています。今後子育てが楽しいと思う保護者をもっと増やすためには、妊娠前の段階、妊娠の段階、出産後の子どもの成長の段階などに応じて、これら相談事業の周知徹底を図り、様々な悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。
- 併せて、不妊治療に対する助成制度の周知や、例えば子どもが4人以上の多子世帯に対する経済的支援の充実を図るなども検討する必要があります。
- 各種子育て情報等の発信が重要であり、従来のホームページやパンフレットに加え、山陽小野田市子育て情報サイト「さんようおのだっこ」のPRや内容の充実を図るなど、子育て世代とのコミュニケーションを円滑にしていく必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、子ども達が犯罪や事故に巻き込まれることを防ぐには、地域全体で防犯意識を持つことが不可欠です。放課後等、学校や保護者の目が行き届かない時間帯においては、地域での見守りや気づきが必要になっています。
- 併せて、地域や保護者間の結びつきが希薄になりつつある現状をカバーできるよう、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA・育友会、家庭など市全体が連携をとり、乳幼児期から幼稚園・保育所・小学校・中学校と、成長する子どもたちに対して継続した支援を続けていく体制が求められています。

(3) 安心して子育てに取り組める環境づくり

- 少子化や子育て世帯の孤立化など社会構造の変化、核家族や共働き世帯の増加など家族形態の多様化などが続く中、切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策をはじめ、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり、育てにくさを感じる親に寄り添う支援対策、さらに妊娠期からの児童虐待防止対策等が求められています。

(4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」等の児童虐待防止対策の取組は重要です。これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共

有できる環境をつくることが求められています。

- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材等の面で充実を図る必要があります。また子どもの発達段階に応じて、CAPプログラム等の子どもがさまざまな暴力から自分を守るためのスキルを学ぶ取組を導入し、子ども達の持つ「生きる力」を引き出す機会を広げることが必要です。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知も含め事業の継続実施が必要です。
- 障がい児に対する各種サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携して、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施や、発達障がい児の早期治療体制を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 33.2%、父親利用 1.9%となっており、利用率は全国平均率に比べて著しく低く、今後は、企業に働きかけて、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 子育てをしながら就労する人の増加にともない、企業に対して働きながらでも子育てがしやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。
- 父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 今後、重要と考えられる施策として、安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在、実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施を図る必要があります。

(7) 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業が展開されています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。

第Ⅱ部

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

基本理念

共に支え合い 子育てをする喜びと

子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田

すべての子どもは、生まれながらにして固有の権利を有し、かけがえのない存在として最善の利益が尊重されることが必要です。

親たちもまた、生み育てる過程を通じて成長しながら、喜びや生きがいを感じることができます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つためには、安心して子どもを生み、子育ての負担や不安を和らげ、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合っ、安心して喜びながら子育てができるよう、地域社会全体で支えられるまちづくりを目指していくという思いから、「ともに支え合い 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を基本理念とします。

「基本理念」、「山陽小野田市次世代育成支援後期行動計画」を踏まえ、以下の3つの基本的視点を定めます。

視点1 未来につながる、創造する子どもたちを育む

説明：本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点

視点2 子どもたちの豊かな個性と希望を引き出す

説明：親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりの視点

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが、確かな「生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3 地域の見守りと支援で広がる子どもたちの未来

説明：家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、地域社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点

- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に関われる環境整備の視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

2. 基本目標と主要施策の方向

基本理念に基づく、本市における子ども・子育ての基本目標と施策の方向は以下のとおりです。

目標1 子育て世代への多様な支援の充実

近年は社会的変化に伴い、子育て家庭の生活形態や就労形態の変化により、子育て世代へのニーズが多様化しています。また、地域のつながりの希薄化により、孤立化する家庭や保護者も増えています。

これらの問題に対応するため、気軽に相談できる体制の構築及び強化に努めるとともに、子育て支援の情報提供の充実、子育てサークルの活動支援への継続した取り組みに努めることにより、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育て支援の充実を図ります。

また、子育て中の親子や子育て経験者が気軽に交流できる子育て支援の場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

目標2 安心して子育てに取り組める環境づくり

家族の小規模化、近隣における人間関係の希薄化などにより、妊産婦や子どもと接する機会のないまま、妊娠・出産を経験し、親になっていくことも少なくありません。

こうした社会背景により、親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあります。

親が感じる育てにくさや、子が発する生きづらさサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

妊娠の届出による母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、マタニティスクール等の既存の施策においても、その過程を通して、妊産婦や乳幼児への保健対策は行われていますが、各事業間や関係団体等との連携体制の強化、情報の利活用を図ることにより、切れ目のない支援体制を目指します。

また、家庭や幼稚園、保育園や小・中学校、関係団体との連携を図り、食育を推進することで、疾病の予防や適切な食習慣の確立を図ります。

目標3 子どもの健全育成につながる教育環境の整備

子どもが持っている「生きる力」を育むため、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。

さらに、子どもが地域の一員であることを自覚し、豊かな人間性を育み、社会に対して責任感を認識できるよう、地域とふれあう機会の提供やキャリア教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

目標4 育児と仕事の両立に対する支援

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。働き方の見直しを進め、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また男性が育児休業を取得できるなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。育児休業制度の普及啓発や労働時間の短縮など多様な働き方の選択の促進等、企業を含めた関係機関での取組を継続して進めます。

目標5 特別な支援を必要とする子どもへの充実した支援

新聞、テレビ等マスコミ報道でも伝えられるとおり、児童虐待は全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などの迅速かつ適切な対応が求められています。

そのため、民生委員・児童委員、母子健康推進員や関係機関との連携を強化し、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実する必要があります。

また、昨今の離婚の増加傾向によるひとり親家庭の増加、発達障がいを含む多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの体制づくりに継続して取り組みます。

目標6 安全・安心なまちづくりの推進

昨今の社会構造の変化に伴い、刻々と生活環境が変化していく中で、安心して子どもを
み育てるため、安全で安心な地域社会を形成することが必要です。

地域の実情に即した住環境や交通環境の整備とともに、交通安全対策や犯罪被害防止活動
を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することが義務付けられています。

また、子ども・子育て支援事業計画において、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位です。

具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

(2) 提供区域の比較検討

提供区域の設定数の違いによるメリット・デメリットは以下の通りです。

区域数	メリット	デメリット
多	面積が狭くなるため、細かく需給を検証できる	施設のない区域が多く発生し、需給のミスマッチが起こる
少	面積が広くなるため、需給調整の柔軟性が高い	施設利用の範囲が実際と異なるなど需給の検証が大雑把になる



できる限り区域内で需給バランスがとれる区域設定が必要

ポイント	区分	評価ポイント
A	面積と施設数	教育・保育施設の利用者が移動可能な範囲であり、かつ、各区域の施設数のバランスはとれているか
B	区域内居住率	居住している区域内の教育・保育施設を利用している児童の割合は妥当か

本市では、「小学校」「中学校」「高齢者福祉計画」「都市計画マスタープラン」の4区域を、教育・保育提供区域の比較対象としました。

■区域別概要等■

	小学校区	中学校区	高齢者福祉計画	都市計画マスタープラン
概要	小学校ごとの区割り	中学校ごとの区割り	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や施設整備状況等を考慮した日常生活圏域	市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮した地域区分
区域数	12	6	6	4

■高齢者福祉計画とは、高齢者福祉施策を総合的に推進していくための計画で、介護サービスの見込量やサービス確保の方策などを定めたもの。

■都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すもの。

以上の4つの区域について、教育・保育施設から見た、総合的な課題は以下のとおりです。

■教育・保育事業区域別に想定される課題■

区分	行政区域
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、幼稚園のない区域が発生する。（竜王、厚陽） ⇒施設はないが供給不足とはいえない⇒需給バランスが悪い 都市計画マスタープラン4区分の場合、幼稚園のない区域は発生しない。 幼稚園は通園バスを保有している園が多く、広域利用者も多い。 定員充足率から見ると新たな施設整備の可能性は少ない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、区域内居住率の低い区域が発生する。（竜王、小野田） ⇒区域外施設への流出が多い 都市計画マスタープラン4区分の場合、すべての区域で保育所利用者の区域内居住率が80%を超える。 地域特性や交通事情、施設整備状況、区域内居住率を考えると、4区分も考えられる。 ある程度広い区域を設定した方が、需給調整や各サービスの提供が柔軟に対応できる。

以上の課題をみると、各区域とも一長一短があるものの、子ども・子育て協議会での意見やニーズ調査結果においては、日頃の幼稚園、保育所の選定理由として、「教育・保育の方針や内容」「職員の質の高さ」に続き、「自宅からの距離」「通勤・送迎の便の良さ」——「自宅に近い」という理由とともに「保育所・幼稚園等の経営方針」「優秀な人材」「通勤先の近く」等もウェイトが高いなど需給調整がしやすい区域設定が求められていることが示されています。

以上の分析、検討結果を踏まえ、教育・保育提供区域については、本市では「市全域」とします。

また、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、

地域性を加味する必要があることから、地域子ども・子育て支援事業提供区域については、「市全域」とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	新規事業のため、今後の国の状況を踏まえて必要に応じて検討していく。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の状況を踏まえて必要に応じて検討していく。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査結果により、山陽小野田市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。ニーズ調査に基づく量の見込みに対応できるよう、幼稚園及び保育所等の施設の充実に努めます。

① 設定区分

設定区分は、以下のとおりです。

教育・保育施設及び地域型保育事業の設定区分		算出対象 児童年齢
1号認定	(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
2号認定①	(幼稚園)	3～5歳
2号認定②	(認定こども園、保育所)	3～5歳
3号認定	(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	0～2歳

② 需要量と確保の方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②－①＝						

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②-①=						

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②-①=						

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②-①=						

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}					
	地域型保育事業 ^{※2}					
	合計②					
②-①=						

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の充実に努めます。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤等の配慮に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化し、継続的な支援体制を作ります。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校入学時に、教員が子どもの特性を把握した上で教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

同一地域で一貫した教育を受けることで、年長児クラスがそのまま小学校へ移行できるなど、スムーズに学校生活になじめるような支援をしていきます。

また、幼児・児童への食事についてはアレルギー対策などのための設備や専門的な人材の確保などを検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行っていきます。

とくに、出産直後の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）に、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者が、円滑に利用できるよう環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1箇所設置します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
②確保方策	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
②-①=	0	0	0	0	0

教育・保育施設や事業等の利用調整、情報提供を行う事業であり、市役所に設置するものとして1箇所とする。ただし、上記1箇所に限らず、利用者ニーズや多様な実施主体による開設等、検討を行います。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。

対象 0歳児～2歳児

単位 人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③ 妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象妊婦**単位**人、回**需要量と確保の方策**

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象0 歳児**単位**人/年**要量と確保の方策**

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人	人	人	人	人
② 確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象 養育支援が必要な家庭

単位 人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

対象 0歳児～18歳児

単位 人日(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦

ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象 1年生～6年生

単位 人日/年間

需要量と確保の方策

就学児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定**事業概要**

幼稚園在園児が通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象 3歳児～5歳児

単位 人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
② 確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望**事業概要**

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象 3歳児～5歳児

単位 人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や保育所で保育を行います。

対象 0歳児～5歳児

単位 人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

対象 0歳児～5歳児

単位 人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

対象 0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位 人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日		人日	人日	人日
②-①=	0 人日	人日	人日	人日	人日

⑪ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）**事業概要**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行います。

対象 1年生～6年生

単位 人/年間

需要量と確保の方策**【市全体】**

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
② - ① =	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
② - ① =	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※小学校区別は検討中

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業**事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

需要量、確保方策の設定は必要ありません。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

需要量と確保の方策

需要量、確保方策の設定は必要ありません。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、子育て世代への多様な支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業の質の向上について、事業の基本的な方向を示します。

① 利用者支援事業

関係施設や事業者と連携を密にし、利用者が円滑に教育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報提供を行います。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

少子化や家族形態の変化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

③ 妊婦健康診査

母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも母子の心身の状況や養育環境を把握し、母親の子育てに関する悩みや不安を取り除きながら、安心して子育てができるよう貢献します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な保護者にとって重要な事業であり、今後とも保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、保護者の育児、家事等の養育

能力を向上させるための支援等を行います。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の受け皿が必要とされていることから、本事業の周知徹底を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

ファミリーサポートセンターの活動についての周知・啓発活動を実施し、会員の確保を図るとともに、提供会員の**確保と**レベルアップのための研修の充実を図ります。

⑧ 一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実とともに、施設間や近隣市町との連携を図ります。

⑨ 延長保育事業

保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、設備の整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

⑩ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、費用対効果の観点からは事業を実施する施設等の拡大は難しい状況であるため、今後検討していきます。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本事業の実施にあたっては、小学校とも連携を密にし、放課後や長期休業期間における子どもの安全を保障し、安心できる居場所づくりを**実施推進**するため、計画的な**受け皿確保のための施設整備**を行います。また、入所審査基準に基づいた適切な児童の受入と、必要に応じて入所要件等の見直しを行い、**効率的な受入体制を整えるとともに、指導員の人材確保、育成に努め、質の向上を図ります**。また、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保を検討します。

併せて、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後こども教室」との一体的または連携した活用を検討します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

4 子育て家庭を支援する体制づくり

(1) 子育てを支える地域社会の形成

子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動の充実や人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等を充実させるため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

学校教育においても地域住民を中心に支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めるとともに、子育てに関する活動をしている民間の人材等の発掘や登用を検討します。

併せて、社会全体で子どもの育ちを支え、地域ぐるみで子どもの育ちを支援していくために、市内小中学校で取り組んでいる「地域協育ネット」を核として、学校・家庭・地域の連携による教育支援体制の拡充を進めます。

また、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、その充実に努めるとともに、少子化対策の一環として、多子世帯への支援や、子どもがほしいと願う人が妊娠、出産につながるよう、不妊治療費等の助成等を継続して実施するとともに、事業の周知に努めます。

(2) 相談体制、情報提供の充実

地域や保護者間のつながりの希薄化によって、身近で気軽に相談できる相手が少なくなり、子育て中の孤独感、不安感の増加などを背景に、相談内容が多様化、複雑化しています。

特に妊婦については、産後の子どもと一緒に生活スタイルがまだイメージしにくく、地域子育て支援センター等の地域での支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安を感じる母親も少なくありません。

パンフレット等による情報提供のほか、子育て情報サイトの内容をさらに充実させ、妊娠中や育児中に感じる孤独感、不安感を軽減できるような環境づくりを検討します。

(3) 学校における教育環境の整備

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

(4) 家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等における家庭教育への支援が一層求められています。家庭の教育力を高めるような取組を通して、基本的な生活習慣はもちろん、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

5 妊産婦・乳幼児に関する保健環境づくり

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健指導

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠届出時の面接における禁煙、禁酒の指導強化や、こまめな健康診査結果のチェック等を実施します。また、産科医との連携を図ることにより、後期妊婦健康診査での異常なしの割合の増加を目指します。さらに、妊婦同士の情報交換、育児の孤立防止のため、マタニティスクール等を通じて知識の情報発信に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行い、病気の早期発見、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

従来から、乳児健康診査結果での虫歯罹患率が高いため、ライフスタイルに応じた歯科保健教育に力を入れていますが、関係団体と連携し、さらなる歯科保健の充実に努めます。

併せて、何時でも安心して医療が受けられるように、関係機関と連携し、夜間・休日における小児医療体制の充実に努めます。

(2) 育てにくさを感じる親によりそう支援

育てにくさの原因は、子ども側に問題があったり、保護者自身の問題であったり様々ですが、育てにくさを感じる保護者の気持ちに寄り添うことは、虐待防止の観点からも大変重要です。

訪問や育児相談等で保護者の思いを十分に聞き取り、保護者の気持ちに添った援助を行う中で療育につなげ、イライラしたり辛いと感じる割合の減少を目指します。また、保護者自身に問題がある場合には、医療機関等の関係機関と連携し問題解決へつなげます。

これらの支援を行うために、対象者の把握に努め、保健師の訪問の徹底を図ります。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

栄養バランスのとれた食事は、健康な身体をつくるだけでなく、生活のリズムの基本となるものです。そのためには、山陽小野田市食育推進計画「元気いっぱいねたろう『食育』プラン」に基づき、子どもから大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、食育を推進することで、疾病の予防や適切な食習慣の確立を図ります。

具体的には、学校等で把握している肥満ややせなど、将来の健康に影響を及ぼす可能性の高い児童や生徒については、学校や家庭と連携して個別指導を行います。

また、家庭・学校・地域・行政が協働できる体制をつくり、「ねたろう食育ネットワーク会議」を定期的開催することにより連携体制を強化し、ライフステージに応じた中断のない食育を推進します。

成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促すために、子どもの発達段階に応じたせいに対する正しい知識を身につけさせるため、さらに薬物や喫煙等の思春期の教育を推進します。

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 相談体制づくりや関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等の取組を推進するため、地域の関係機関の連携および情報収集・共有の取組の強化に努めます。

具体的には、要保護児童対策地域協議会「山陽小野田市子育て支援ネットワーク」の活動を中心として、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所や保健所、民生委員・児童委員、母子保健推進員、保育所、児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等、NPO、ボランティア等民間団体幅広い関係者の参加とネットワーク化により取組の推進を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

また、里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の関係機関との連携を強化するとともに、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等の充実を図り、社会的養護の地域資源の活用及び社会的養護の支援体制の整備に努めます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、医療機関等との連携を図りながら、健康診査や保健指導等の母子保健事業、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、特定妊婦をはじめとした養育支援を必要とする家庭への支援につなげていきます。

具体的には、健康診査や家庭訪問、子育て支援サービス、地域の医療機関やその他関係機関と連携し、妊娠期からの虐待防止対策を行います。また、各種健康診査未受診者対策として、母子保健推進員、民生委員・児童委員からの情報提供や、行政、幼稚園、保育園等の連携等により受診率の向上に努めるとともに、健康診査未受診者への訪問等による安否確認を行います。

これらの訪問、乳幼児相談・指導等の保健事業を受けることによって「子どもを虐待していると感じる」保護者の割合の減少を目指します。

また、虐待の発生予防、早期発見等のため、民生委員・児童委員やNPO、母子保健推進員、ボランティア等の民間団体等に積極的な協力を求めます。に活用します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子

自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、自立支援給付による就業支援や貸付制度等の経済的支援等を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。
また、子育てサービスの情報提供や、相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がいや障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのため、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上、**学校支援員の配置の充実**を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることにより、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、男性の子育て参加や、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(2) 事業主の取組の促進

ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業を表彰する県の男女共同参画推進事業者の認定制度を支援すること等により、仕事と子育てを両立できる職場づくり、職場ぐるみで子育てのサポートができる環境づくりの取組の推進を図ります。実現のための表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てと仕事が両立できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進等について、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

8 安全・安心な子育て環境の充実

(1) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

子どもたちの交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の高揚に努めます。

また、子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって、子どもの犯罪被害は大きな不安要因のひとつとなっています。

そのため、子どもを犯罪などから守るために、防犯対策協議会の活動等地域の防犯パトロールなどの防犯活動等を通じて、地域全体での見守りにより、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。

そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい生活環境を確保するとともに、通学路の安全点検を定期的に行い、改善策を講じるなど、計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や広場等の整備と適切な管理に努めます。

9 青少年の健全育成の充実

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。青少年育成協議会の活動等を通して、地域社会全体での青少年健全育成の取組体制を充実させるとともに、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち適切な対応が取れるように、薬物や喫煙等による体への影響等思春期の保健に関する普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促すために、子どもの発達段階に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

第Ⅳ部

計画の推進体制

1. 家庭・地域・事業者・行政の役割

社会のあらゆる分野における人々が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努め、**男性の子育て参加の促進を図ります。**

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また子どもの「生きる力」を育むため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が働きやすい職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境は多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2. 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体との相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後、円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3. 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設等の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット※1）に加え、計画全体の成果（アウトカム※2）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

※1【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量(確保方策)

※2【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 山陽小野田市は子育て環境に対する評価および「山陽小野田市の子育て支援策についての満足度と重要度」を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。